

龍ヶ崎市

ドライブレコーダー設置促進事業

補助金制度に関する手引き



© 龍ヶ崎市

龍ヶ崎市は、市民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を目的にドライブレコーダーを設置するための補助を行います。

令和3年4月
龍ヶ崎市役所市民生活部
生活安全課

目次

第1章	ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度の概要	2
1	補助制度の趣旨	
2	補助対象者	
3	補助対象機器	
4	補助対象経費	
5	補助金額	
第2章	ドライブレコーダー設置促進事業補助金申請の流れ	4
1	ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度の図解	
2	その他留意事項	
3	問い合わせ・申請書類提出先	
第3章	申請様式（記入例）	8
第4章	よくある質問・Q&A	14

本手引きは、「龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度」を活用される申請者及び販売・設置を行う事業者に向けて作成しました。

第1章では、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度の概要

第2章では、補助金を申請する際の具体的な手続きの流れについての説明

第3章では、補助金申請時の必要な申請書類の様式や作成例など

第4章では、よくある質問Q&A

を掲載しました。

設置を検討している申請者及び販売・設置を行う事業者におかれましては、本手引きを参照とするほか、ご不明な点は生活安全課までご相談ください。

第1章 ドライブレコーダー設置促進事業補助金制度の概要

1 補助制度の趣旨

龍ヶ崎市では、市民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を目的に、その設置費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

補助の対象者は、龍ヶ崎市内に住所を有し、ドライブレコーダーを設置するすでに使用されている自家用自動車の自動車検査証の所有者又は使用者の欄に記載された方で次の要件のいずれにも該当する方となります。

- (1) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯の世帯員に市税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象者及び補助対象者の属する世帯の世帯員が反社会的勢力（暴力団員等）やその関係者でないこと。
- (3) 捜査機関から交通事故の原因究明又は犯罪捜査の目的のため記録データの提供を求められた場合には記録データの提供、捜査に協力できる旨の同意及び連絡先の提供ができること。
- (4) 過去に補助対象者及び補助対象者の属する世帯の世帯員が当該補助を受けていないこと。

※ この補助制度は個人を対象としており、法人は申請できません。

3 補助対象機器

補助対象となる機器は、次の要件のいずれにも該当するもので、補助対象年度内に購入、補助対象年度内にすでに所有し使用されている自家用自動車に設置されたものとなります。

- (1) エンジン始動時に自動的に記録データの作成を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 駐車時における録画機能（常時録画、イベント記録、動体検知のいずれか）を有すること。
- (3) 有効画素数が200万画素以上で4時間以上記録（記録時間にはメモリーカード等の保存時間を含む。）できること。
- (4) 記録データの再生及び保存が容易にパソコンでできること。

4 補助対象経費

補助対象経費は、市内に住所を有する販売店または事業所において、補助対象年度内に補助対象機器の購入（必要な付属品を含む。）及び設置に要した費用となります。

5 補助金額

補助対象経費の2分の1の額（100円未満は切捨て）で、1万円を上限とします。

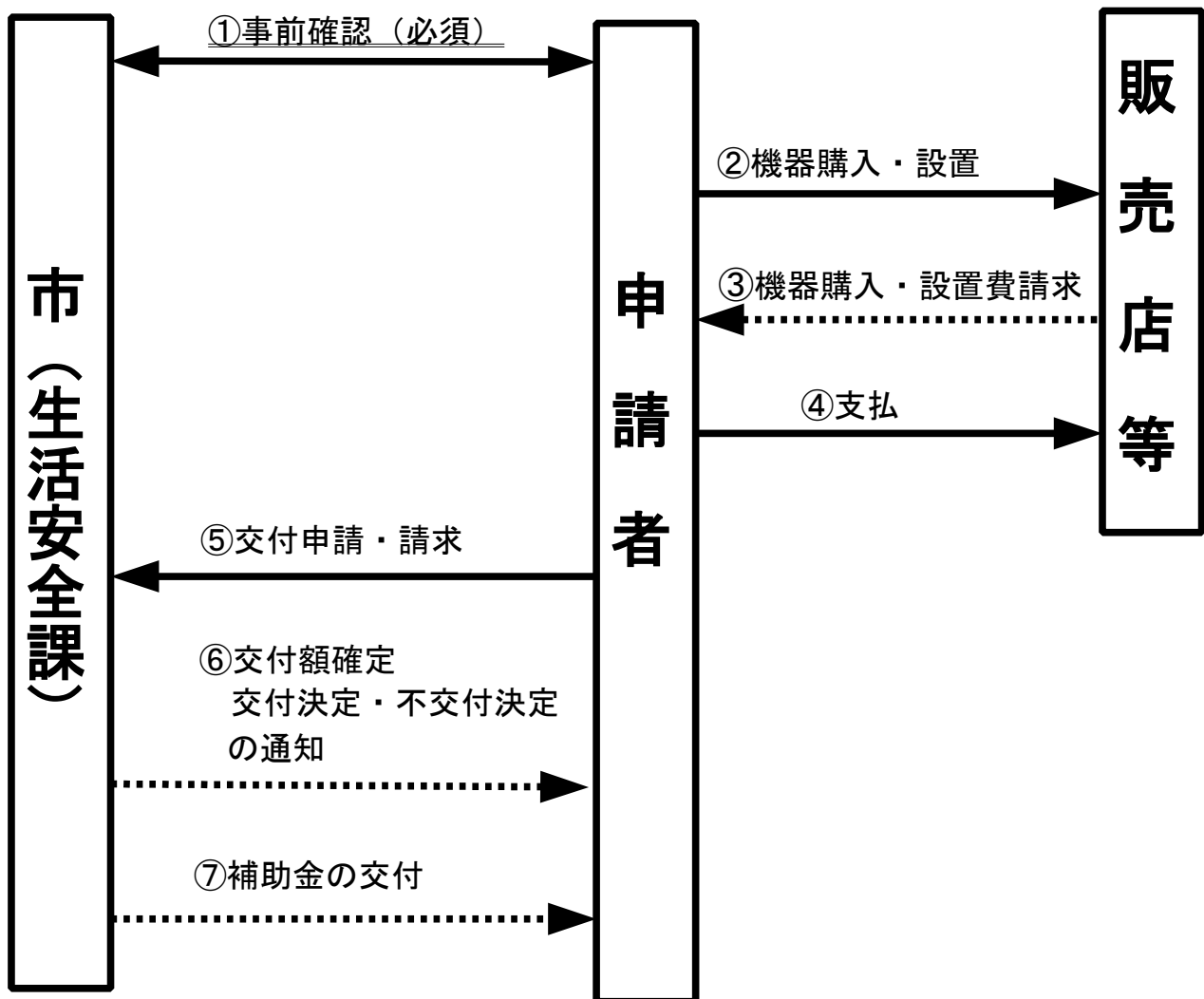
補助金の交付は、1世帯1台までとなります。

第2章 ドライブレコーダー設置促進事業補助金申請の流れ

ドライブレコーダー設置促進事業補助金申請を行う場合の流れを以下にご説明しますが、ドライブレコーダーの設置を検討する場合、まずは生活安全課へご相談ください。

注) 「ドライブレコーダー設置促進事業補助金」に関するご相談・申請の受付は生活安全課となっております。各地区出張所等では対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

1 防犯カメラ等設置事業補助金制度の図解



① 生活安全課への事前確認（必須）

補助金の交付を受けようとする申請者は、「販売店等においてドライブレコーダーを設置・購入」する前に、まずは生活安全課へお問い合わせください。

事前に問い合わせをお願いする理由は、本補助制度は予算に上限があり、ドライブレコーダーを設置した後での申請となることから、設置をしたが、予算がなく申請の受付が終了していたというケースを極力避けるためをお願いするものです。

※本補助制度の予算上限に達した場合、予告なく補助申請の受付を終了する場合があります。

②③④ 機器の購入・設置【申請者⇒販売店等】

ドライブレコーダーの購入・設置をしようとする申請者は、販売店において、補助の対象となる機器かどうかの確認を十分に行ったうえで購入・設置を行ってください。

※以下の場合には補助対象となりませんので注意してください。

- 補助対象年度内に購入・設置がされていないもの
- 補助対象機器の要件に該当しないもの

補助対象機器

- エンジン始動後に、自動的に記録データの作成を開始する常時録画機能を有すること
- 駐車時における録画機能（常時録画、イベント記録、動体検知のいずれか）を有すること
- 有効画素数が200万画素以上で4時間以上記録（記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。）できること
- 記録データの再生及び保存がパソコンで容易にできること

⑤ 交付申請・請求【申請者⇒生活安全課】

申請者は、ドライブレコーダーの購入・設置が完了したら、「龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書兼請求書」に必要書類を添付してご提出ください。

【申請様式】

- ・ 龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 誓約書（様式第2号）

添付書類

- 自動車検査証の写し
- 誓約書（様式第2号）
- 購入・設置されたドライブレコーダーの機能が確認できるものの写し（取扱説明書やカタログなど）
- 購入・設置の費用の内訳及び総額が確認できるものの写し（領収書及び内訳書）
- ドライブレコーダー設置前後の写真（ナンバーを含めた全体及び設置箇所）
- その他市長が必要と認める書類

⑥ 交付決定・不交付決定の通知【生活安全課⇒申請者】

交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、「龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定通知書」により、補助金の交付ができない場合には、「龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金不交付決定通知書」により通知します。

【参考資料】

- ・ 龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付（不交付）
決定通知書（様式第3号）

⑦ 補助金交付【市⇒申請者】

交付決定後に交付申請書兼請求書に記載されたご指定の口座に振込みいたします。

2 その他留意事項

（1）補助金の交付決定取消しについて

以下の要件に該当した場合は補助金の交付決定を取り消すこととなります。

- ・ 補助対象者の要件に該当しなくなったとき
- ・ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

（2）補助金の返還

補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

3 問い合わせ・申請書類提出先

龍ヶ崎市 3710番地 龍ヶ崎市役所 4階
市民生活部 生活安全課 交通安全・防犯対策グループ
電話番号 0297-64-1111（内線491, 494）

※ 申請に必要な書類は、当市のホームページからダウンロードできますし、生活安全課の窓口でも入手ができます。

第3章 申請様式（記入例）

（様式第1号）

（申請者が作成する）

（表面）

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番
氏 名 龍ヶ崎 〇〇
電話番号 ××-××××

※氏名は自書又は記名押印（自書の場合押印省略可）
※自書の場合、本人確認書類等の提出・提示が必要です。

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付申請書兼請求書

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金の交付を受けたいので、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請し、及び請求します。

記

1 補助金交付申請（請求）額 金 10,000 円

2 ドライブレコーダーの設置車両

登録番号	土浦300 あ〇〇-〇〇	車名	メーカー・車種名を記入
ドライブレコーダー購入日		令和〇年〇月〇日	
ドライブレコーダー設置日		令和〇年〇月〇日	

3 添付書類

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 誓約書
- (3) ドライブレコーダーの機能が確認できるものの写し
- (4) ドライブレコーダー購入に係る経費の領収書の写し
- (5) ドライブレコーダー設置前及び設置完了後の状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類（ ）

4 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	××支店
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇	区分	普通
(フリガナ)	リュウガサキ 〇〇		
口座名義人	龍ヶ崎 〇〇		

注)この申請書は、市長が交付の決定をした後は、請求書として取り扱います。

同意書

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第4条に定める要件に関し、私及び私の属する世帯の世帯員(18歳未満の者を除く。※1)の市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料の納付状況について、同要綱第8条第1項の規定に基づき市が必要な調査をすることに同意します。

住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番_____

申請者※2
氏 名

龍ヶ崎 〇〇 (自書署名) ※申請者の押印は不要です_____

世帯員

龍ヶ崎 □□ (自書署名) _____ 

龍ヶ崎 ×× (自書署名) _____ 

龍ヶ崎 △△ (自書署名) _____ 

_____ 印

_____ 印

_____ 印

- ※1 申請を行う日の属する年度の4月1日時点の年齢となります。
- ※2 申請者及び申請者の属する世帯の(18歳未満の者を除く。)記名(自書)押印。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長 様

誓約書

住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番
氏 名 龍ヶ崎 〇〇

※氏名は自書又は記名押印(自書の場合押印省略可)

私は、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 私及び私の属する世帯の世帯員は龍ヶ崎市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3号に規定する暴力団員等ではありません。
- 2 捜査機関から交通事故原因の究明又は犯罪捜査の目的のため必要な記録データを求められた場合は、協力し、記録データ及び連絡先を提供します。

交付決定の場合

様式第3号(第8条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇〇号

(申請者) 住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番
氏 名 龍ヶ崎 〇〇

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付(不
交付)決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金について、下記のとおり決定したので、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長



記

1 補助金の交付・不交付の別

■ 交 付

□ 不交付(理由:

)

2 交付決定額

金 10,000 円

不交付決定の場合

様式第3号(第8条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇〇号

(申請者) 住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番
氏 名 龍ヶ崎 〇〇

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付(不
交付)決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金について、下記のとおり決定したので、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長



記

1 補助金の交付・不交付の別

交 付

不交付(理由:設置された補助対象機器が龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第3条の規定を満たしていないため。)

2 交付決定額

金 _____ 円

交付決定を取り消す場合

様式第4号(第10条関係)

(市が作成する)

龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇〇号

(申請者) 住 所 龍ヶ崎市〇〇町〇〇番
氏 名 龍ヶ崎 〇〇

龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付決定取消通知書

令和〇年〇月〇日付け龍ヶ崎市指令〇〇第〇〇〇号で交付の決定をした龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金について、下記の理由により交付の決定を取り消したので、龍ヶ崎市ドライブレコーダー設置促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

令和〇年〇月〇日

龍ヶ崎市長



記

取消理由 交付決定時に付した許可条件について、令和〇年〇月〇日までに履行がなされなかったことによる。

第4章 よくある質問・Q&A

Q 1	この制度の趣旨はどういうものですか。
A 1	市民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びにあおり運転等の犯罪行為の抑止を目的に、予算の範囲内で補助金を交付するものです。
Q 2	補助対象者を教えてください。
A 2	市内に住所を有し、市税等の滞納が無い等の要件を満たしており、現に使用している自家用車の所有者または使用者です。
Q 3	補助対象となる機種について具体的に教えてください。
A 3	エンジン始動後に録画を開始する常時録画機能、エンジン停止後にも録画を行う機能を有し、200万画素以上で4時間以上記録ができるもので、パソコン等で再生及び保存ができるものです。
Q 4	エンジン停止後にも録画を行う機能とはなんですか。
A 4	エンジン停止後の録画機能は、常時録画、イベント記録（衝撃等を感じた場合にその前後を記録するもの。）、動体検知のいずれかの機能となります。
Q 5	4月1日以前に購入・設置した場合は対象となりますか。
A 5	補助対象年度の期間内に購入・設置したものが対象となることから、補助対象年度の期間前に購入・設置されたものは対象となりません。
Q 6	4月1日以前に機器を購入し、4月1日以降に設置した場合は対象となりますか。
A 6	補助対象年度の期間内に購入・設置したものが対象となることから、補助対象年度の期間前に購入したものを、補助対象年度内に設置しても対象にはなりません。
Q 7	補助対象年度内に自動車の購入と同時にドライブレコーダーを設置した場合は対象となりますか
A 7	すでに所有し使用されている自家用自動車への設置が条件となりますので、対象となりません。

Q 8	対象機器をインターネット又は市外で購入し、取り付けを市内の事業所等で行った場合は対象となりますか
A 8	補助対象年度の期間内に購入されていることが確認でき、補助対象年度の期間内に市内の事業所等で設置された場合（取り付けに要する費用のみ）対象となります。
Q 9	対象機器を市内の事業所等で購入し、自分で取り付けをした場合は補助対象となりますか
A 9	購入費用のみ対象になりますが、機器を購入した補助対象年度内に設置を完了し、申請をしなければなりません。 なお、購入に際し送料が発生しても、送料は補助対象経費となりません。
Q 10	補助対象機器に規定されている機能に一部該当していない機器を設置してしまいましたが補助対象となりますか。
A 10	補助対象機器の要件全てを満たしている必要があることから、対象とはなりません。
Q 11	現に使用し、所有している自家用車が複数台有るが、全て対象として申請できますか。
A 11	補助対象として申請できるのは1世帯につき1台までとなります。
Q 12	すでに前方を撮影するドライブレコーダーが設置されていますが、後方を撮影するドライブレコーダーを設置した場合は対象となりますか。
A 12	既設のドライブレコーダーの機能拡張となる後方カメラのみの設置であれば対象とはなりません。補助対象機器の要件を満たすドライブレコーダーを新たに後方に設置するのであれば対象となります。
Q 13	機器の選定について、前方を撮影するもの、前後を撮影するもの、360度撮影するものがありますが、指定はされていますか。
A 13	機器の選定にあたり、撮影方向、カメラ台数の指定はありません。申請者が十分に検討し設置してください。
Q 14	法人（会社）所有の車は補助の対象となりますか。

A 14	対象にはなりません。
Q 15	自己の所有する商用車は補助の対象となりますか。
A 15	対象にはなりません。
Q 16	申請者の要件について、同一世帯の世帯員の誰かに税金等の未納があった場合は補助対象とならないのですか。
A 16	対象となりません。未納が解消されれば補助対象となります。
Q 17	補助は予算の範囲内でとなっていますが、予算はどの程度ありますか。
A 17	予算は補助上限額1万円を100世帯分予定しています。予算の上限に達し次第受付を終了します。
Q 18	予算がどの程度残っているかを確認する方法は
A 18	生活安全課へ直接お問い合わせいただければ直近の状況を確認いただけます。市公式ホームページ、Twitter、Facebookにも情報を配信しますので確認できます。
Q 19	ドライブレコーダーを購入・設置ができる業者を教えてください。
A 19	市が特定の業者をご紹介することはできませんが、市内には自動車用品販売店、自動車メーカーの販売店、自動車修理工場、ホームセンター等ドライブレコーダーを取り扱う店舗が多くありますので、自宅の近所や使用している車両のメーカー等ご自身の基準により選定をお願いします。 購入・設置の際には、補助制度に該当する機種であるかを十分に確認いただけますようお願いいたします。